



川口工業高校定時制
保健室 H30.12.1



冬を迎え、ノロウイルスなどの感染によって、おう吐や下痢といった症状を伴う「感染性胃腸炎」の患者報告が全国的に増えてきました。そこで、感染性胃腸炎について、また、かかった場合の出席停止期間などについても含めてお話いたします。



1 感染性胃腸炎とは

主にノロ・ロタ・サポ・アデノウイルスなどの微生物を原因とする胃腸炎の総称です。

1～2日の潜伏期の後、吐き気やおう吐、下痢、腹痛、発熱などを起こします。

2 感染経路

人から人への感染と、ウイルスに汚染された食事をとったことで起こる食中毒があります。

【例】

☆感染した人のおう吐物や便にふれた手や指からウイルスが口に入った場合。

☆おう吐物や便が乾燥して細かなゴミなどと一緒に舞い上がり、そのゴミと一緒にウイルスを取り込んだ場合。

☆感染した人が十分手を洗わずに調理した食品を食べた場合。



3 感染性胃腸炎の治療

ウイルスを原因とする感染性胃腸炎は、特別な治療法はなく、つらい症状を和らげるための処置を行います。おう吐の症状がおさまったら、少しずつ水分を補給し、安静に努め、回復したら消化しやすい食事をとりましょう。



4 予防のポイント

最も大切なのは「手洗い」です。特に、排便後、または調理や食事の前には石けんと流水で手首から指先まで十分に手を洗いましょう。

また、おう吐物や便を処理する時は、使い捨て手袋やマスク、エプロンなどを使ってウイルスが飛び散らないようにし、次亜塩素酸ナトリウム（ハイターなどの漂白剤）で消毒をしてください。処理後は、石けん、流水で十分に手首から指先まで手を洗いましょう。



5 感染性胃腸炎にかかったときの出席停止について ←重要です！

他の人に感染し広がらないために、学校に「登校しない」状態であっても、欠席にはなりません。感染性胃腸炎の場合、医師の指示による期間（感染の恐れがないと認められるまで）が出席停止期間になります。症状がおさまっても、他の人に感染するウイルスを持っているので、すぐに登校せず、医師の指示の期間は家で休養しましょう。

6 感染性胃腸炎病状回復後の「手続き」と「薬の説明書き」の提出について ←重要です！

感染の拡大を防ぐため、医療機関で「感染性胃腸炎」であると診断された場合、病状が回復し、登校しても良いと医療機関からの指示を受けての登校再開後に、「薬の説明書き（薬局でもらったもの）の原本またはコピー」を担任の先生、または保健室の重田に提出して下さい。

その情報をもとに、担任の先生が「出席停止の証明」を記入し、出席停止期間が認められます。

「薬の説明書き」を提出するまでは、出席停止扱いにはなりませんので、ご注意下さい。